第七条の十五の十二第三号	第三十四条第八項第一号ハ	第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の十三	第三十四条第一項第五号ハ 同項第四号イ	第三百十四条の二第一項第五号ハ 法第三百十四条の二第八項第四号イ

第四十八条の七第五項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十八条の九の二第二項中「この項及び第五項」を「この条」に、「外国の所得税等（当該年の」を「外国の所得税等（」に改め、同条第四項中「の市」の下に「（第六項及び第七項において「指定都市」という。）」を加え、同条第八項中「、適用する。この場合において」を「適用するものとし」に改め、「、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第四十八条の九の二第八項を同条第十項とし、同条第七項中「の納税義務者の」の下に「当該年度の」を加え、「前年度以前の年度」を「これらの各年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余裕額は、第七条の十九第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の前項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した前項に規定する道府県民税の控除余裕額を超える場合には、当該道府県民税の控除余裕額）を加算した額とする。

7　所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合において、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の第七条の十九第四項の規定により計算した第五項に規定する市町村民税の控除余裕額が当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該超える部分の額を加算した額とし、当該前年以前三年内の各年の第五項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

第五十四条の三十四第一号中「第七十三条の二第十一項」に改め、「規定する仮換地等」の下に「（以下この号及び次項第二号において「仮換地等」という。）」を加え、同項第二号中「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に、「保留地予定地等（次項第三号において「保留地予定地等」という。）」に改め、同項第三号中「埋立地等」を「同項に規定する埋立地等（次項第四号において「埋立地等」という。）」に改め、同条第二項第三号中「保留地予定地」を「保留地予定地等」に、「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に改める。

第五十六条の四十の二中「（平成十四年法律第九十九号）」を削る。

第五十九条及び第六十条を削る。

附則第四条第六項中「前年の」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第十八条の六まで並びに附則第十八条の七及び第十八条の七の二において「前年」という。）の」に改め、同条第十二項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第二十項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第十八条の六第十六項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第三十三項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第十八条の七の二第八項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第十七項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第四条の六中「同年」を「前年」に改める。

附則第六条の九の見出し中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同条中「当分の間、」を削り、「ついては」の下に「、当分の間、第六条の二十二の二から第六条の二十三までの規定にかかわらず」を加え、「国税犯則取締法施行規則」を「国税通則法施行令第十章」に改める。

附則第十八条の四第四項中「又はその写し」を「若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面」に改め、「特定口座年間取引報告書等の」を削る。

附則第十八条の五第十二項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第二十六項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第十八条の六第十六項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第三十三項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第十八条の七の二第八項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第十七項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の十九の改正規定（同条第七項に係る部分（同項を同条第九項とする部分を除く。）に限る。）及び第四十八条の九の二の改正規定（同条第八項に係る部分（同項を同条第十項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条第三項及び附則第五条第二項及び第三項の規定　公布の日

二　第七条の改正規定、第七条の二第二項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、第七条の三第二項、第七条の三の三、第七条の五第三項、第七条の十三第二項及び第七条の十六の改正規定、第七条の十九の改正規定（同条第三項に係る部分及び同条第七項に係る部分（同項を同条第九項とする部分を除く。）を除く。）、第四十六条の改正規定、第四十六条の二第二項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三、第四十七条の三第一号、第四十八条の六第二項及び第四十八条の七第五項の改正規定並びに第四十八条の九の二の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条第十二項及び第二十項、第四条の二第十一項及び第十九項、第十八条の五第十二項及び第二十六項、第十八条の六第十六項及び第三十三項並びに第十八条の七の二第八項及び第十七項の改正規定並びに次条第二項並びに附則第五条第一項及び第六条の規定　平成三十一年一月一日

三　附則第十八条の四第四項の改正規定及び次条第八項の規定　平成三十二年一月一日